印南町町制60周年記念イベント実行委員会設置要綱

(設置)

第1条　印南町町制60周年を記念するイベント（以下「記念イベント」という。）を町民と町との協働・協創により推進するため、印南町町制60周年記念イベント実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条　委員会は、次に掲げる事項について協議する。

(1)　記念イベントに関すること。

(2)　前項に掲げるものほか、記念イベントを推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条　委員会は、委員10人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）町民

（2）関係団体が推薦する者

（3）前2号に掲げる者のほか、町長が必要と求める者。

(任期)

第4条　委員の任期は、委嘱の日からこの要綱を廃止する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長1人、副委員長1人、監査2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は委員会を代表し会務を総理する。

3　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第6条　委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議に限り町長が招集する。

2　会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3　会議の議事は出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4　議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会計監査）

第7条　会計監査は、事業終了後１回行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

(庶務)

第8条　委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。